

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 53)

【保険医療サービス及び福祉サービスの提供】

重度のPTSDに対して専門的治療を行うことができる精神科医やカウンセラーが圧倒的に少なく、特に地方では全くといっていいほど見つからないため、遠方まで交通費をかけて治療に通うなど、被害者に負担がかかったり、全く治療を受けられず症状が深刻化する状況があるので、PTSDの治療技術をもつ専門家の養成のための体制整備を早急に行ってほしい。また、外国籍被害者に対するカウンセリングサービスや通訳確保等の整備に取り組んでほしい。

【検討結果】

- 厚生労働省において、今後とも平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、厚生労働科学研究において平成19年度に作成した精神保健福祉センターや保健所等における犯罪被害者等支援のマニュアル、ガイドライン等を活用し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。
- 厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及びそれを踏まえて新しく作成する犯罪被害者等に関する対応ガイドラインを踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

- 平成8年度～「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」
平成21年度までに合計2,383人の研修終了者が存在。
- 現行計画では「厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目指し結論を出し、必要な施策を実施する。」とあるところ、厚生労働科学研究において平成17年度から19年度にかけて「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」（主任研究者：小西聖子 武藏野大学教授）を行い、地域精神保健機関におけるマニュアル（「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引－精神保健センター・保健所等における支援－」）を作成した。
- 平成20年度より3年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」（主任研究者：金吉晴 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 成人精神保健研究部 部長）を行っており、その結果を基に研修の充実や、ガイドラインの作成を行う予定である。

【備考】

カウンセリングサービスについては、我が国においては保険給付の対象としていないなど、公的制度としては確立していないところであります。現時点での計画に記載することは困難である。また、医療における通訳の確保については、各医療機関の自主性や負担を考えて通訳確保を義務づけることは難しいが、外国人被害者に対しては、医療機能情報提供制度

により、各都道府県のホームページ等において、医療機関における対応可能な外国語についての情報提供を行っており、必要な情報が得られるようにしている

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 54)

【脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定】

脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害と認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実を図ってほしい。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労センター等の設立及び運営への支援を拡大してほしい。

【検討結果】

○厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、平成18年度より、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を開始し、これまでに全都道府県において実施しているところであり、これを引き続き実施していく。

【参考：関連する現行施策】

○平成18年～「高次脳機能障害支援普及事業」が行われている。

※高次脳機能障害支援普及事業の概要：

都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

○高次脳機能障害支援拠点機関は平成22年度中に全都道府県において設置予定である。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【国土交通省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 54)

【脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定】

(略)遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実を図ってほしい。(略)

【検討結果】

交通事故による重度後遺障害数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの方々が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図る。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 55)

【長期的支援の取組】

- 1 精神保健福祉センター、保健所の「心の健康相談」窓口に、犯罪被害者も相談しやすい体制つくりをしてほしい。また、保健師などによる訪問支援を積極的に行ってほしい。
- 2 犯罪被害者遺族は、だれしも自殺念慮があり、自殺予防の観点からも、精神保健センター、保健所は被害者遺族支援に積極的に取り組んでほしい。

【検討結果】

- 厚生労働省において、今後とも平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD 対策に係る専門家を養成するとともに、厚生労働科学研究において平成19年度に作成した精神保健福祉センターや保健所等における犯罪被害者等支援のマニュアル、ガイドライン等を活用し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。
- 厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及びそれを踏まえて新しく作成する犯罪被害者等に関する対応ガイドラインを踏まえ、「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

- 平成8年度～「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」
平成21年度までに合計2,383人の研修終了者が存在。
- 厚生労働科学研究において平成17年度から19年度にかけて「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、地域精神保健機関におけるマニュアル作成。「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引－精神保健福祉センター・保健所等における支援－」を作成。
- 平成20年度より3年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行っており、その結果を基に研修の充実や、ガイドラインの作成を行う予定である。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 57)

【法科大学院における教育】

法科大学院で犯罪被害者支援の教育を実施しているところが少ないことから、実施が徹底されるようにしてほしい。

【検討結果】

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。

(現行の犯罪被害者等基本計画における記載と同じ。)

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(15) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【備考】